

新市の事務所の位置 検討小委員会

第7回資料

日時：平成15年 8月23日(土)

午前10時00分から

場所：丹原町文化会館小ホール

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第7回新市の事務所の位置検討小委員会 会 議 次 第

日時：平成15年 8月23日（土）

午前10時00分～

場所：丹原町文化会館

1．開会

2．議事

（1）継続審議事項

事務所の位置について

新庁舎建設の場所について

3．その他

（1）第8回小委員会の開催日程について

4．閉会

(1) 継続審議事項

事務所の位置について

地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

新庁舎建設の場所について

《調整方針案の基本的な考え方》

- ア) 新庁舎建設の場所は、市(町)内とする。
- イ) 新庁舎は、4市町からの交通の事情を考慮し、国(県・市)道線の沿線に適地を求めて建設するものとする。
- ウ) 新庁舎は、4市町からの交通の事情を考慮し、国(県・市)道線の沿線の市(町)地域に適地を求め建設するものとする。
- エ) 新庁舎建設の場所は、新市の成立後、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性などにも十分配慮し、検討するものとする。

3. その他

(1) 第8回小委員会の開催日程について

日時：平成15年 9月 日() 午後 時 分から

場所：小松町役場

【参考】先例地の調整方針案抜粋例

団体名	調整方針案 抜粋
宇摩合併協議会 (決定)	<p>新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の伊予三島市役所とする。</p> <p>新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に国道11号バイパス及び県道三島川之江港線並びに市道中村山田井線・本郷平木線の沿線地域に適地を求めて建設するものとする。</p>
南宇和合併協議会 (決定)	<p>新町の事務所の位置は、合併当初は城辺町甲2420番地とする。他のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする</p> <p>新たに建設する庁舎については、合併後4年以内に5町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定したうえで建設・竣工するものとする。</p>
東宇和・三瓶町 合併協議会(決定)	<p>新市の事務所の位置は、東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地とする。</p> <p>ただし、国の財政支援が受けられる合併後10年以内に、交通の事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町内に新しい事務所を建設する。</p>
東かがわ市 (15年4月合併)	<p>事務所の位置は、白鳥町湊字水入1847番地1(白鳥町役場)とする。</p> <p>ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊または白鳥地内とする。</p>
佐野市・田沼町・葛生町 町合併協議会	<p>新市の事務所の位置については、当分の間、現在の佐野市役所の位置とする。庁舎は、本庁舎及び田沼庁舎、葛生庁舎を置くものとする。</p> <p>将来の新市の事務所の位置については、新市の成立後、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性などにも十分配慮し、検討するものとする。</p>